2.12　情報の交換

要請に応じ、及びこの条の規定に従い、加盟国は、申告が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のため、1(b)又は(c)に規定する情報を交換する。

2.2　確認

加盟国は、当該情報の交換について自国の連絡先の詳細を委員会に通報する。

3　4.14　要請

加盟国は、被要請加盟国に対し、書面による又は電子的な手段を通じて、相互に合意する世界貿易機関の公用語その他相互に合意する言語により、次の事項を含む書面による要請を行う。

(a)　問題となっている事項（適当であり、かつ、入手可能な場合には、問題となる輸入申告に対応する輸出申告を特定する番号を含む。）

(b)　判明している場合には、当該要請に関係する者の名前及び連絡先の詳細と共に要請加盟国が情報又は書類を要請している目的

(c)　被要請加盟国が求める場合において、適当な場合には、確認のための手続をとったことの確認（注）

(d)　要請する特定の情報又は文書

(e)　要請を行う官署を特定する事項

(f)　秘密の情報及び個人情報の収集、保護、利用、開示、保有及び処分を規律する要請加盟国の国内法及び国内法制の参照規定

4.2　要請加盟国が1の規定のいずれかの規定を遵守することができない場合には、要請においてその旨を明記する。

5.1　5　保護及び秘密の取扱い

要請加盟国は、5.2の規定に従い、

(a)　被要請加盟国が提供する全ての情報又は書類を厳重に秘密のものとして保有し、並びに6.1(b)又は(c)の規定に基づいて被要請加盟国が提供するその国内法及び国内法制に基づいて与えられる保護及び秘密の取扱いの程度と少なくとも同程度のものを与える。

(b)　被要請加盟国が書面による別段の合意をする場合を除くほか、問題となっている事項を処理する税関当局に対してのみ情報又は書類を提供し、及び要請に記載する目的についてのみ当該情報又は書類を利用する。

(c)　被要請加盟国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報又は書類を開示してはならない。

(d)　個別の状況において、疑いを解消するための判断要素として被要請加盟国からの確認が行われていない情報又は書類を利用してはならない。

(e)　秘密の情報又は書類及び個人情報の保有及び処分に関して、被要請加盟国が設定する個別の具体的な条件を尊重する。

(f)　要請に応じ、被要請加盟国に対して、情報又は書類の提供の結果として問題についてとられた全ての決定及び行動を通知する。

5.2　要請加盟国は、自国の国内法及び国内法制に基づいて5.1の規定のいずれかの規定を遵守することができない場合には、要請においてその旨を明記する。

5.3　被要請加盟国は、4の規定に基づいて受領されたいかなる要請及び確認のための情報に対しても、当該被要請加盟国が自国の同様の情報に対して与える保護及び秘密の取扱いの程度と少なくとも同程度のものを与える。

注　この確認には、3の規定に基づいて行った確認のための手続についての適切な情報を含めることができる。当該情報は、確認のための手続を行った加盟国が特定した保護及び秘密の取扱いの程度に従うものとする。

6.16　情報の提供

被要請加盟国は、この条の規定に従い、速やかに次のことを行う。

(a)　書面による又は電子的な手段を通じて、書面により回答すること。

(b)　輸入申告書若しくは輸出申告書に記載された特定の情報又はこれらの申告書を、要請加盟国に求められる保護及び秘密の取扱いの程度の概要と共に入手可能な範囲で提供すること。

(c)　要請があったときは、入手可能な範囲で、輸入申告書若しくは輸出申告書の裏付けのために提出された書類（仕入書、包装明細書、原産地証明書及び船荷証券）に記載された特定の情報又は当該書類を、要請加盟国に求められる保護及び秘密の取扱いの程度の概要と共に提供すること。書面による手段によるものであるか電子的な手段によるものであるかを問わず、提出された形態によるものとする。

(d)　提供された書類が真正な写しであることを確認すること。

(e)　可能な限り、要請の日から九十日以内に、情報を提供すること又は当該要請に回答すること。

6.2　被要請加盟国は、自国の国内法又は国内法制に基づき、情報を提供する前に、特定の情報が当該被要請加盟国の書面による明示的な同意なしに捜査、司法上の手続又は税関以外の手続において証拠として使用されないことについての保証を要求することができる。要請加盟国が、その要求に応ずることができない場合には、被要請加盟国にその旨を明示するものとする。

7.17　要請の延期又は拒否

被要請加盟国は、次のいずれかの場合には、情報を提供するための要請の一部又は全部を延期し、又は拒否することができるものとし、このため、要請加盟国にその理由を通知する。

(a)　被要請加盟国の国内法及び国内法制に反映されている公共の利益に反することとなる場合

(b)　被要請加盟国の国内法及び国内法制により情報を開示することができない場合。この場合においては、被要請加盟国は、要請加盟国に対し、関連する特定の参照条文の写しを提供する。

(c)　情報の提供が、法令の実施を妨げることとなり、又は進行中の行政上若しくは司法上の捜査、訴追若しくは手続を妨げる場合

(d)　秘密の情報又は個人情報の収集、保護、利用、開示、保有及び処分を規律する被要請加盟国の国内法及び国内法制により輸入者又は輸出者の同意が要求され、当該同意が得られない場合

(e)　書類の保有のために被要請加盟国の法令が定める期限が経過した後に情報の要請が受領される場合

7.2　4.2、5.2又は6.2に規定する状況においては、当該要請の実施は、被要請加盟国の裁量に委ねられる。

8　相互主義

要請加盟国は、被要請加盟国が行う同様の要請に応ずることができないと認める場合又はこの条の規定をいまだ実施していない場合には、当該要請においてその事実を明記する。当該要請の実施は、被要請加盟国の裁量に委ねられる。

9.1　9　行政負担

要請加盟国は、情報の要請に応ずる被要請加盟国の関連する資源及び費用負担に考慮を払う。要請加盟国は、要請の追求を通じて得られる自国の財政上の利益と情報の提供に当たり被要請加盟国が払う努力との間の均衡を考慮する。

9.2　被要請加盟国は、一又は二以上の要請加盟国から処理することができない数の情報の要請を受ける場合又は処理することができない範囲の情報の要請を受ける場合であって、合理的な期間内に当該要請に応ずることができない場合には、当該一又は二以上の要請加盟国に対して、自国の資源の範囲内における実際的な制限について合意するために優先順位を付与するよう要請することができる。相互に合意する方法がない場合には、当該要請の実施は、被要請加盟国の優先順位の付与の結果に基づき当該被要請加盟国の裁量に委ねられる。